

あなたの地域でも エルモ 「ひろしまLMO」を はじめてみませんか？

広島市では、地域課題の解決に向けて様々な取組を行うひろしまLMOを継続的に支援しています。

令和7年7月



エルちゃん
(動画ナビゲーター)

ひろしまLMOの
概要や事例等を
紹介したPR動画
を公開中！



1. 広島型地域運営組織「ひろしまLMO(エルモ)」とは？

(LMO: Local Management Organization(地域運営組織)の略)

だれが

地区・学区社会福祉協議会や連合町内会・自治会等を中心に、地域の実情に応じて、地域団体やNPO、協同労働団体、企業、商工会、住民有志等がメンバーとなります。

どこで

おおむね小学校区が活動範囲です。

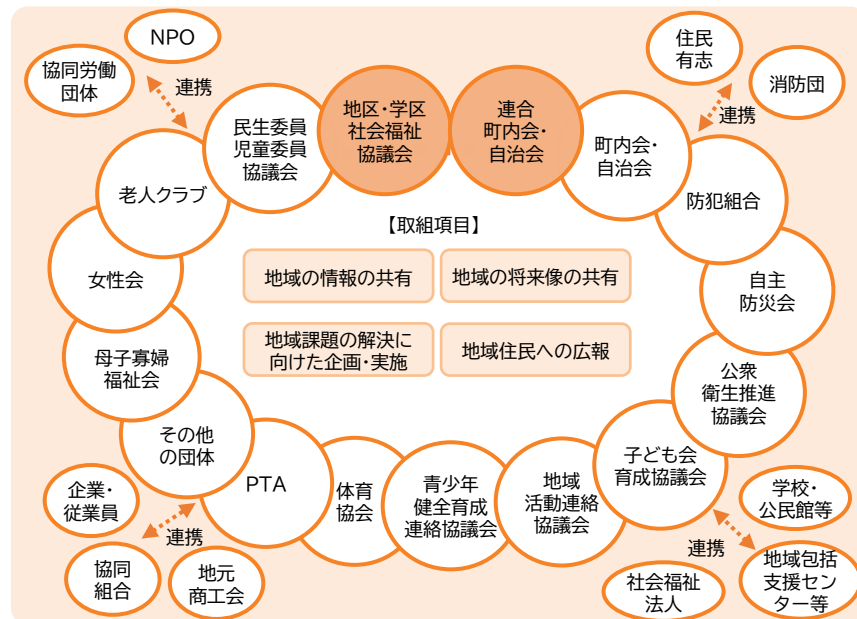
だれに

小学校区内の全ての住民を対象に活動します。

なにを
する

多様な主体と連携し、地域課題の解決に向けた取組を行い、地域主体の持続可能なまちづくりを目指します。

<「ひろしまLMO」のイメージ図>



※ 構成・連携するメンバーは地域の実情に応じて決定

広島市では、「広島市指定地域共同活動団体の指定等に関する条例」に基づき、住民が地域において快適で安心な日常生活を営むために地域の多様な主体と連携しながら、以下に掲げる特定地域共同活動を行う団体を「ひろしまLMO」として指定しています。

「広島市指定地域共同活動団体の指定等に関する条例」はこちら→



構成団体

LMOは、共助の精神に基づく多様な主体と連携する団体であることから、地区・学区社会福祉協議会と連合町内会・自治会に加えて、次の(1)～(12)の団体の中から、地域の実情に応じて決定した半数以上の団体が構成する必要があります。

- (1) 自主防災会
- (2) 防犯組合
- (3) 体育協会
- (4) 民生委員児童委員協議会
- (5) 女性会
- (6) 老人クラブ
- (7) 地域活動連絡協議会(母親クラブ)
- (8) 母子寡婦福祉会
- (9) 子ども会育成協議会
- (10) 青少年健全育成連絡協議会
- (11) 公衆衛生推進協議会
- (12) PTA

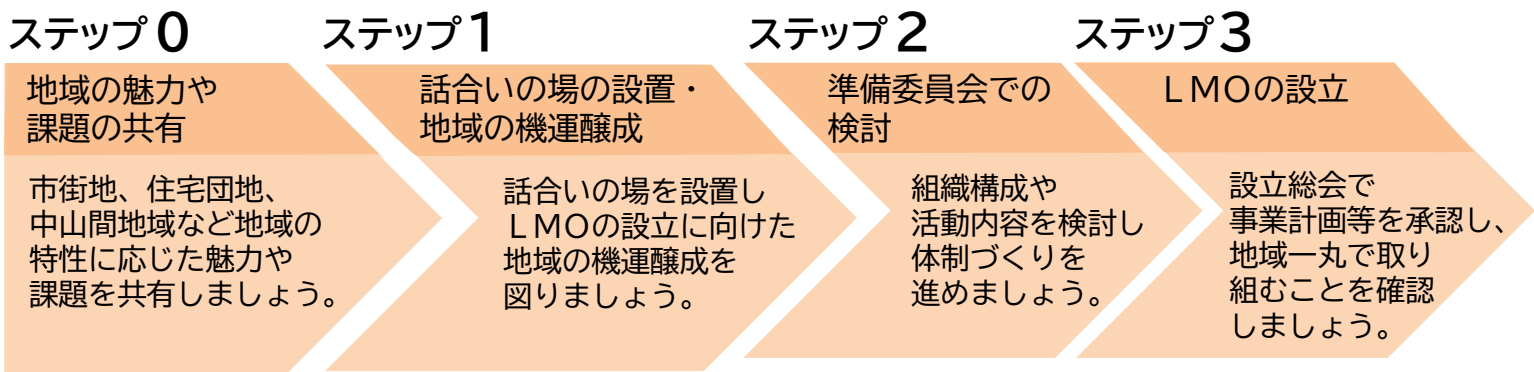
活動内容(特定地域共同活動)

LMOは、まちづくりに関する中長期の計画書に、次の(1)～(15)のうちいずれかの活動(特定地域共同活動)を行うことを明記する必要があります。

- (1) 地域住民の生活支援に資する活動
- (2) 地域住民の健康の維持増進に資する活動
- (3) 地域住民の交流促進に資する活動
- (4) 地域住民の生涯学習に資する活動
- (5) 地域のこども及び子育て世帯への支援に資する活動
- (6) 地域の高齢者、障害者等への支援に資する活動
- (7) 地域の生活環境の整備又は美化に資する活動
- (8) 地域の防災又は減災に資する活動
- (9) 地域の防犯に資する活動
- (10) 地域の交通安全に資する活動
- (11) 地域の伝統的な行事又は文化の継承に資する活動
- (12) 地域の魅力の向上に資する活動
- (13) 地域課題等の把握に資する活動
- (14) (1)～(13)の活動の地域内外への情報の発信に資する活動
- (15) (1)～(14)の活動の新たな担い手の確保に資する活動

2.「ひろしまLMO」の設立に向けた基本的な流れ

記載しているステップは、あくまでも標準的な進め方ですので、地域の皆さんで話し合い、地域の実情に合った進め方で取り組んでみましょう。



行政等(区役所や市・区社会福祉協議会)が伴走支援を行います。

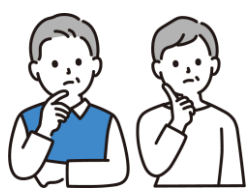
地域に出向き、LMOづくりの説明や他地域の事例などを紹介します。



準備委員会での職員の同席・助言や指定申請に必要な書類の作成支援、LMOの円滑な運営のための会計や雇用等に関する専門家の派遣などを行います。

ステップ 0:地域の魅力や課題の共有

住んでいる地域のいいところや困っているところをご近所の人と話し合い、LMOづくりについて考えてみましょう。



この地域では伝統的な行事があるので、続けていきたいな。

高齢化が進んで担い手が不足し、地域の祭り等の実施が難しくなってきたな。

地域のイベントに参画して、こどもたちが楽しめる事業を行いたいな。LMOを設立して、地域のいろんな人と連携して事業を行っていくのはどうだろうか。



2. 「ひろしまLMO」の設立に向けた基本的な流れ

ステップ 1: 話し合いの場の設置・地域の機運醸成

【各地域団体等との共有】
地区・学区社会福祉協議会や連合町内会・自治会が中心となって、地域の各種団体をはじめ、学校、企業等、多様な主体や世代に参加を呼びかけ、LMOのことを知るための説明会や勉強会を開催しましょう。

【LMOづくりに取り組む意向の表明】
LMOづくりに取り組むことが決まったら、LMOづくりに取り組む意向を区の地域起こし推進課に表明しましょう。

LMOづくり意向表明書の参考様式はこちら→



- 以下の団体の連名で表明しましょう。
- ①地区・学区社会福祉協議会
 - ②連合町内会・自治会(団体が組織されている地域のみ)
 - ③おおむね小学校区を活動範囲としている地域団体(1団体でも可)

【意向表明書の参考様式】

ひろしまLMOづくりに取り組む意向があることを、下記のとおり表明します。

様々な地域課題に対応するために、多くの地域団体が「ひろしまLMO」づくりに参画することが重要です。

☒	行政と協働してひろしまLMOづくりに取り組む意向があります。
☒	ひろしまLMOづくりに向けた話し合いの場に参画する団体等について、次のとおり具体的に想定しています。
	(想定している団体等) ☒ 地区・学区社会福祉協議会 ☒ 連合町内会・自治会 ☒ 自主防災会 ☒ 防犯組合 ☒ 体育協会 … ☒ 企業（企業名 ●●株式会社 ） ☒ 商工会 ☒ 公民館 ☒ 学校（学校名 ●●小学校、●●中学校、●●大学 ） …

【現状や課題の把握】
地域団体、学校、企業等、地域の多様な主体に呼びかけ、地域の課題や将来像などをテーマとしたワークショップなどを実施し、住民の声を聞いてみましょう。また、各地域団体の事業計画などを持ち寄り、実施事業を見える化し、共有することが大切です。



多様な主体と地域のことを見つめ直す機会は非常に重要です。
例えば、以下のようなことをワークショップで話し合ってみましょう。

- 地域団体がどんなことをやっている？
- 地域の課題は？
- 課題を解決するために何をやりたい？



（ワークショップの様子）

2.「ひろしまLMO」の設立に向けた基本的な流れ

ステップ 2:準備委員会での検討

【準備委員会の設置】

構成員：話し合いの場のメンバーを中心に、多様な主体・世代の連携という観点から、若い世代や企業、協同労働団体など新たな主体の参画を促しましょう。

人 数：10～20名程度

【準備委員会での検討事項】

指定申請書類の様式はこちら→



指定申請書類	主な検討項目	主な検討内容
まちづくりに関する中長期の計画書 (必須)	☒ 地域の生活課題 ☒ 地域の将来像 ☒ 中長期の事業計画	ワークショップなどの結果を参考に、地域の生活課題や地域の将来像、中長期の事業計画などを記載したまちづくりに関する中長期の計画書の作成に取り組みましょう。
事業計画書 (必須)	☒ LMOの設立年度に実施する事業	中長期の計画書を基にLMO設立年度に実施する事業計画書を作成しましょう。
収支予算書 (必須)	☒ LMOの設立年度の収支	実施する事業の目途が立ったら、事業を実施するために必要な収入と支出を考えましょう。
規約 (必須)	☒ 団体の名称 ☒ 組織体制 ☒ 構成団体 ☒ 役員 ☒ 活動拠点 ☒ 事務局員	○ 団体の名称は地区名(小学校区名)などを入れて、住民になじみやすいものにしましょう。 ○ 組織体制づくりは、新たな組織を作る、従来の組織をいかすなど様々です。中長期の計画書に基づき、活動しやすい組織体制を検討しましょう。 ○ 役員は、特定の団体の構成員が半数以上を占めないようにしましょう。 ○ 活動拠点は、市有施設(地区集会所など)や民間施設の借上げも選択肢に入れ、皆さんが使いやすい拠点を目指しましょう。 ○ 持続可能な組織体制とするために事務局員の雇用を検討しましょう。
協定書又は連携協定書 (任意)	☒ 連携団体	LMOと連携していきたい団体と幅広く連携協定を締結しましょう(連携団体が実施する事業に対して助成金・交付金を活用する場合は、協定書又は連携協定書は必須です。)



規約のひな形には、LMOにおいて民主的で透明性が高く適正な運営を確保するために、以下の事項を盛り込んでいます。

民主的で開かれた団体運営

代表者や役員、事業計画、予算などのLMOの運営に関する主な事項をLMOの構成員の意思に基づき決定すること

会計等の透明性の確保

事業計画・予算及び事業報告・決算を公表すること

2.「ひろしまLMO」の設立に向けた基本的な流れ

ステップ 3 :ひろしまLMOの設立

ひろしまLMO

設立総会

規約案、事業計画書案、収支予算書案、まちづくりに関する中長期の計画書案、役員案などの承認

指定申請

- ・指定申請に必要なもの
- ✓ 指定申請書
- ✓ 規約その他これに準ずるもの
- ✓ 所定の事業計画書
- ✓ 所定の収支予算書
- ✓ 所定のまちづくりに関する中長期の計画書
- ✓ 所定の誓約書
- ✓ その他市長が必要と認める書類

各区地域起こし推進課



ひろしまLMOの地域での認知度を高めるためにホームページなどで情報発信しましょう。

Instagram



「こむねっとひろしま」を活用したホームページ



広島市が運用している地域のホームページを簡単に作成できるシステム「こむねっとひろしま」が無料で利用できます。

組織のロゴマークやマスコットなどを制作すると「ひろしまLMO」の親しみやすさがアップします！



〈びしゃえもんのTシャツやのぼり旗の製作〉



3.「ひろしまLMO」へのヒト・モノ・カネの支援

(1) ヒトの支援

① 職員の派遣

区役所と市・区社会福祉協議会の職員が地域への説明会の実施や会議の出席、ワークショップのコーディネート、書類作成支援など、設立の検討段階から運営開始後も丁寧な伴走支援を行います。

② 専門家の派遣

話合いの円滑な進行や話合いで出た意見の集約など、LMOの設立を支援するコーディネーターを派遣します。

LMOを運営する上で必要となる会計処理等に関する困りごとは税理士、事務局員を雇用する際の困りごとや諸手続きなどの相談は社会保険労務士を派遣します。

③ 広島市LMOづくりサポート事業

LMOの円滑な設立を支援するために、LMOの設立を検討する地域がLMOを見学したり、LMO会長等を地域に派遣する事業を行っています。

事業の詳細はこちら→



(2) モノの支援

LMOの活動に必要な拠点として市有施設の使用を希望される場合は、施設所管課と調整を行います。
〈市有施設の例〉

・地区集会所 ・福祉センター ・その他の市の遊休施設

(3) カネの支援

LMOに対して、広島市社会福祉協議会を通じて、以下の3つの財政支援を行います(詳細は7,8ページ)。

種 別	内 容	対象事業等
①ひろしまLMO設立時助成金 ②ひろしまLMO運営助成金	【LMOへの助成】 LMO設立後、新たに受けることができる助成金	L M O の 団 体 運 営 ・ 地域課題を解決するための 事業(地域の全住民を 対象とした活動)
③ひろしまLMO一括交付金	【LMOの構成団体及びLMOと 連携協定を締結している団体へ の助成】 従来の補助金をより使いやすく した交付金	各 団 体 の 団 体 運 営 ・ 各団体が実施する事業 (各団体の会員に限定した 活動でも可)

令和7年7月に「広島市指定地域共同活動団体の指定等に関する条例」が施行され、LMOは地方自治法と条例に基づく団体となりました。条例では、市からLMOへの助成金の交付その他の支援の規定を明文化したため、LMOへの支援の継続性が担保されます。

3.「ひろしまLMO」へのヒト・モノ・カネの支援

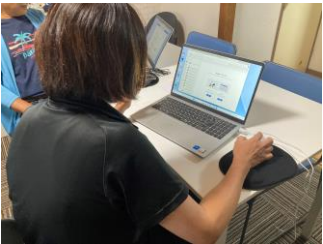
①ひろしまLMO設立時助成金

※申請は1回限り

備品購入費や拠点改修費、事務所費などの活動拠点の整備や設立当初の運営に要する経費を助成します。
助成額：50万円(上限額)、補助率10/10

②ひろしまLMO運営助成金

※毎年度申請可能

種 別	助 成 額	内 容
人件費	300万円 (年度上限額) 補助率10/10	活動拠点に配置する事務局員の雇用などに要する経費を助成します。  【主な対象経費】 事務局員の給与、交通費など 〈労働条件の例〉 時給1,100円、週3日、9時～17時のうち3時間のシフト制
活動拠点 維持管理・運営費	300万円 (年度上限額) 補助率10/10	活動拠点を継続的に運営するために要する経費やLMOの運営に要する経費を助成します。  【主な対象経費】 活動拠点の借上料、光熱水費、電話料金、備品購入費、会議開催に伴う茶菓代など
地域課題を解決するための事業への支援		LMOが作成する事業計画に基づく地域の実情に応じた課題解決のための事業に要する経費を助成します。  主な対象経費は、地域の全住民を対象とした活動に要する経費です。

※ ①及び②については、LMO指定日以降の経費が対象経費となります。

3.「ひろしまLMO」へのヒト・モノ・カネの支援

③ひろしまLMO一括交付金 ※毎年度申請可能

広島市から各種地域団体に直接交付している補助金に代えて、従来の補助金の内容(補助限度額や対象経費等)を拡充・一本化した上で、一括交付金として広島市社会福祉協議会からLMOを経て各種団体に支給されるようになります。

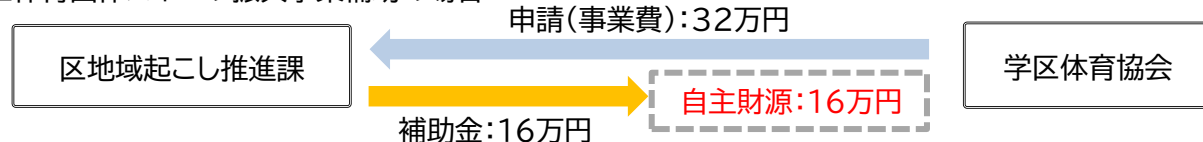
〈一括交付金の対象となる現行補助金〉

補助金名称		交付対象団体	現行補助率
1	学区体育団体スポーツ振興事業補助	学区体育協会	1/2
2	広島市地域女性会事業補助	単位女性会	
3	学区子ども会育成協議会事業補助	学区子ども会育成協議会	
4	地区青少年健全育成連絡協議会事業補助	地区青少年健全育成連絡協議会	
5	地域組織活動事業補助	単位地域活動連絡協議会(母親クラブ)	
6	地区社協助成金(運営費助成)	地区・学区社会福祉協議会	10/10

現行補助率1/2とは？

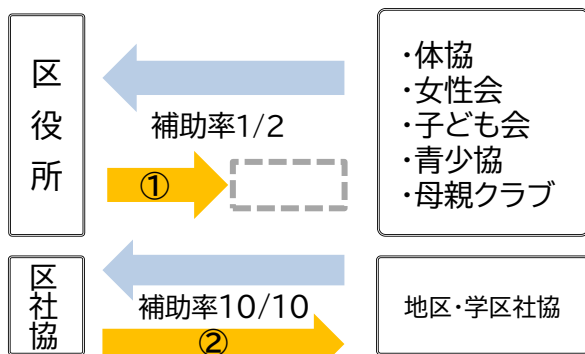
→ 事業費の1/2は自主財源とする必要があります。

(例)学区体育団体スポーツ振興事業補助の場合



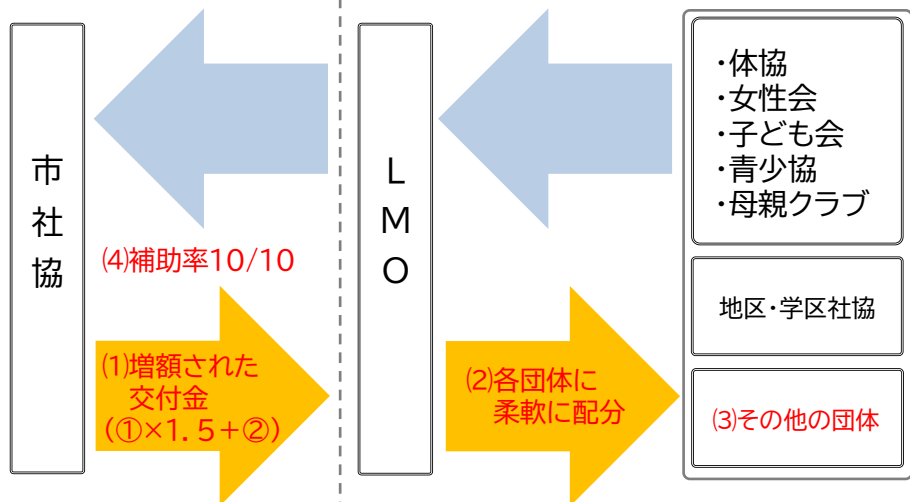
LMO設立前
(現行補助金)

各団体が別々に手続き



LMO設立後
(一括交付金)

手続きが一本化



一括交付金化により地域にはメリットがたくさんあります！

- (1)地域全体で受け取れる金額が増えます。
- (2)LMO内の話し合いにより、柔軟に各団体へ配分できます。
(体協、女性会、子ども会、青少協、母親クラブへの各配分額が必ずしも1.5倍になる訳ではありません。)
- (3)今まで市からの補助制度がなかった団体へも配分することができるようになります。
- (4)補助率が10/10になるため、自主財源がなくても一括交付金を受け取ることができるようになります。
- (5)従来の補助金より申請・報告書類が簡素化されます。

※ 一括交付金を受けるためには、一括交付金化の対象となっている団体がLMOの構成団体又はLMOと連携協定を締結している団体である必要があります。

※ 一括交付金は、LMOを設立した年度の翌年度から対象になるため、設立した年度は引き続き現行補助金を活用してください。

4.「ひろしまLMO」の取組事例

新たな担い手の確保に向けた取組

狩留家地区エルモ運営委員会(安佐北区狩留家地区)

オリジナルの求人チラシを作成し、地域内で回覧したことで地域内の若手世代2名の雇用ができ、**若手世代の担い手確保につながりました。**

事務スタッフ
募 集！



いやしの里あと活性化プロジェクト(安芸区阿戸学区)

学校と連携して行事協力者募集のチラシを作成し、保護者へ配布したことで、**これまで行事に参画していなかった若手世代の新たな協力者を獲得しました。**



やすLMO(安佐南区安学区)

夏休み中の小学生の居場所づくりとして集会所を開放し、中学生以上を協力者とすることで見守られる側から見守る側への移行を促進しつつ、**若い担い手が継続して地域活動に参画する仕組みを構築しています。**

協力者には謝礼金及びポイント(としポ)を付与し、**継続的な協力関係につながっています。**



活動の充実に向けた取組

福田まちづくり協議会(東区福田地区)

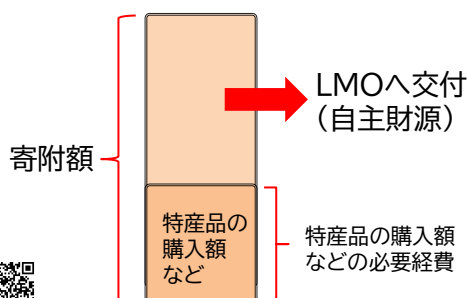
LMO設立を機に新たに夏祭りを開催する際にLMOのロゴが入ったTシャツやのぼり旗を製作し、祭り会場で着用・掲示するとともに、祭り会場での買い物をお金ではなく、エルモ券(50円=50エルモ)にすることで**地域全体にLMO設立をPRしました。**



エルモ上水内(佐伯区旧湯来西学区)

地域で生産されたこんにやくを広島市のふるさと納税の返礼品に登録することで**自主財源の確保につなげていきます。**

「広島市地域コミュニティ活性化に関するふるさと納税事業」はこちら→



4.「ひろしまLMO」の取組事例

団体間の連携強化に向けた取組

庚午未来会議(西区庚午学区)

民間施設を借り上げた活動拠点に机、椅子、複合機等の備品を整備し、構成団体が無償で利用できるようにすることで構成団体同士が交流する機会が増え、**団体間の連携が強化されています。**



古市地区をはぐくむ会(安佐南区古市学区)

おやじの会の会長がLMOの会長を務めるとともに、役員も商店会や子ども会等の若手世代が就任しました。

若手世代の新たなアイデアの活用により、**企業との連携がさらに強化され、企業がイベントの企画・実施に関わり、イベント時に敷地や物品を無償で提供したり、企業が得意とする分野のイベントを開催することで、地域団体の負担軽減及び事業の活性化につながっています。**



河内地区活性化運営委員会(佐伯区河内地区)

LMOの事業ごとに、中心となる団体や連携する団体を可視化した実施体制表を作成し、LMO内で共有しています。これにより、各団体の役割が明確になり、**団体間で連携する意識付けになっています。**

また、こうした体制の下、地域の2つの祭りを統合・拡大し、新たな祭りとして開催するなど、**効果的に事業を実施しています。**



町内会・自治会の活性化に向けた取組

比治山学区社会福祉協議会(南区比治山学区)

LMOが主催するICT推進会議において、各町内会の活動にICTを取り入れて活性化できないかを検討し、各町内会で行っているサロンで動画サイトを使ったカラオケ大会やクイズ、脳トレ等を新規で開催し、**活動が活性化されています。**

必要な機材はLMOで購入し、地域団体へ無償で貸し出したり、事務局員がチラシ作成支援を行うことで、**地域団体の負担軽減につながっています。**



本川LMO(中区本川地区)

事務局員がLMOのホームページに町内会加入の申込フォームを作成することで、**新たに町内会へ加入する世帯が増えました。**

事務局員が申込者と町内会長をつなぐとともに、必要に応じて町内会の取組等を説明しています。



「ひろしまLMO」づくりやLMOへの支援内容などについて

課 名	電話番号(FAX)	住 所	E-mail
中区市民部地域起こし推進課	082-504-2546 (FAX:082-541-3835)	中区国泰寺町一丁目4番 21号	na-chiiki@city.hiroshima.lg.jp
東区市民部地域起こし推進課	082-568-7704 (FAX:082-262-6986)	東区東蟹屋町9番38号	hi-chiiki@city.hiroshima.lg.jp
南区市民部地域起こし推進課	082-250-8935 (FAX:082-252-7179)	南区皆実町一丁目5番44号	mi-chiiki@city.hiroshima.lg.jp
西区市民部地域起こし推進課	082-532-0927 (FAX:082-232-9783)	西区福島町二丁目2番1号	ni-chiiki@city.hiroshima.lg.jp
安佐南区市民部地域起こし推進課	082-831-4926 (FAX:082-877-2299)	安佐南区古市一丁目33番 14号	am-chiiki@city.hiroshima.lg.jp
安佐北区市民部地域起こし推進課	082-819-3904 (FAX:082-815-3906)	安佐北区可部四丁目13番 13号	as-chiiki@city.hiroshima.lg.jp
安芸区市民部地域起こし推進課	082-821-4905 (FAX:082-822-8069)	安芸区船越南三丁目4番 36号	ak-chiiki@city.hiroshima.lg.jp
佐伯区市民部地域起こし推進課	082-943-9705 (FAX:082-943-9718)	佐伯区海老園二丁目5番 28号	sa-chiiki@city.hiroshima.lg.jp

「ひろしまLMO」の制度全般について

課 名	電話番号(FAX)	住 所	E-mail
企画総務局地域活性化調整部 コミュニティ再生課	082-504-2867 (FAX:082-504-2029)	中区国泰寺町一丁目6番 34号	community@city.hiroshima.lg.jp

設立時助成金や運営助成金、一括交付金の制度について

課 名	電話番号(FAX)	住 所	E-mail
広島市社会福祉協議会 地域福祉推進課 地域連携支援担当	082-236-6175 (FAX:082-264-6413)	南区松原町5番1号 BIG FRONT ひろしま6階	renkei@shakyohiroshima-city.or.jp

○このパンフレットや「ひろしまLMOづくりに関するQ&A」などについてはこちら →



○ひろしまLMOのその他の取組事例(広島市社会福祉協議会作成)についてはこちら →

